

津市立新町小学校いじめ防止基本方針

平成28年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものです。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。

具体的ないじめの態様には次のようなものがあります。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、許可なく個人情報を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされる。

なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ります。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

（１）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 道徳教育の充実

心のノートや道徳教材を活用して自己肯定感を育み、心と心の連携を図る。

② ふれあい相談

担任が一人一人の子どもたちの思いに耳を傾けることが大切であると考え、子どもたちとじっくりと向き合う時間を設定する。

（２）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

○たてわり班活動での異学年交流の充実

○児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

○児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニング等を通して、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送れるようにする。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進をする。

（３）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

② おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④ 「学校生活に関するアンケート」を年３回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

⑤ 実践的な態度を養う道徳教育を推し進める。

（４）いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力し、解決にあたる。

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力し解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ※ 問題行動への対応について参照

(5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携を一層密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め、指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条より）

（重大事態とは）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合で、例えば次のようなケースが想定できます。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

※下線部は津市いじめ防止基本方針からの引用

（対処）

- ① いじめ防止対策委員会（4の（1）②参照）を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 上記調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- ③ 調査及び情報の提供について、学校の設置者による必要な指導及び支援を得るものとする。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

関係教職員で問題傾向を有する児童等について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを随時行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、学年主任、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

① 緊急生徒指導委員会

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭、生徒指導担当に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。

(緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。)

校長、教頭、生徒指導担当、PTA会長、連合自治会会長、学校評議員、
新町地区社会福祉協議会会長、西橋内地区青少年育成協議会会長